

監査報告書

令和5年5月18日

学校法人 相愛学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 相愛学園

監事 竹山健二 印

監事 土井純三 印

私たちは、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第13条の規定に基づき、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の学校法人相愛学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について下記の通り報告致します。

1. 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、また理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人、及び内部監査室から説明を受けるなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人相愛学園の業務執行は適切であり、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、並びに貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正行為又は法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上